

令和4年度入学 編入学（一般・推薦）試験問題の出典

総合政策学部

種別	大問番号	著者名	著作物名	書名等	版元
総合問題	一	朝日新聞	相談できぬまま・・・孤立	朝日新聞, 2021年4月13日付 *承認番号(22-1143) *朝日新聞社に無断で転載することを禁止します。	朝日新聞社
	一	NHKニュース	「ヤングケアラー」家族の介護で進路諦めた生徒が4人 埼玉県	NHKニュース, 2021年, ( <a href="https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210406/k10012958281000.html">https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210406/k10012958281000.html</a> )より、一部改変 (現在、このサイトは削除されています。)	NHKニュース
	一	毎日新聞	「進路変更せざるを得ない」定時制・通信制高校生の学業に深刻な影響	毎日新聞, 2021年, ( <a href="https://mainichi.jp/articles/20210509/k00/00m/040/107000c">https://mainichi.jp/articles/20210509/k00/00m/040/107000c</a> )より、一部改変	毎日新聞社
	一	埼玉県	「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果」 2020年	埼玉県, 2020年, ( <a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf">https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf</a> ) p.37より、一部改変	埼玉県
	一	濱谷 智子	ヤングケアラーー介護を担う子ども・若者の現実	中央公論新社, 2018年, pp.1-2, p.4, p.180より, 一部改変	中央公論新社
	一	朝日新聞	ケアを担う子 家族任せにせず支援を	朝日新聞 2021年4月21日付, 「ケアを担う子 家族任せにせず支援を」より、一部改変 *承認番号(22-1143) *朝日新聞社に無断で転載することを禁止します。	朝日新聞社

## 総合政策学部

### 総 合 問 題 (120 分)

#### 注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまでは、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この冊子は、8ページあります。なお、下書き用紙が2枚あります。
- 3 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
- 4 解答は、必ず黒鉛筆（シャープペンシルも可）で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
- 5 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 7 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 8 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

## 問 題 訂 正

○訂正内容

教科名 総合問題

頁・問題番号・行 4 ページ 一番下の行

誤)

精神疾患に母親に…

正)

精神疾患の母親に…

資料 A～F を読んで、次の問い合わせに答えなさい。

- 問1 ヤングケアラーとはどのようなものか。資料にある語句を用いて、「子ども」という語につながるよう、20字以上30字以内で書きなさい。
- 問2 資料Bで夜中にはいかいする祖母などのケアのため、学校生活をちゃんと送れなくなっている女生徒に対し、教員が「もっとまともなうそをつけ」（下線部）と言った理由は何だと考えられるか。同じ資料から、「であること」という語句につながるように理由部分を抜き出して書きなさい。
- 問3 資料Cによると、ヤングケアラー問題に関して、定時制・通信制の高校を全日制高校と比較した際、はっきりした特徴が見られる。それはどのような事柄か、120字以内で説明しなさい。
- 問4 資料Dより、勉強時間とケアにかける時間との関係について読み取れる傾向を、勉強時間が15分未満という回答に注目して述べなさい。
- 問5 子どもや若者が家族のケアをするのは良いことだとは必ずしも言えないのはなぜか。資料Eから読み取って説明しなさい。
- 問6 ヤングケアラーが現に存在し、今後増える可能性がある背景にある日本社会の現状とは何か。資料にある語句を用いて60字以上70字以内で書きなさい。
- 問7 ヤングケアラーが今日社会問題としてとらえられなければならないのはなぜか。またその解決のため、子ども・家族・学校以外の主体も含め、どのようなことを行えばよいと考えられるか。資料全体を踏まえて、あなたの考えを600字以内で書きなさい。

#### 資料A

中高生の20人に1人が、大人の代わりに家事や介護といった家族の世話を担っているとみられる調査結果を厚生労働省がまとめた。そんな「ヤングケアラー」の経験者の体験談からは、だれにも相談できず、支援もないまま孤立していく姿が浮き彫りになっている。

京都市の女性(22)は小学3年の頃、70代の祖母に認知症の症状が始めた。共働きの両親が不在の間、見守るようになった。症状が進行し、夜中に食べ物を勝手に食べてしまう祖母をなだめる日々。寝不足で朝、起きられなくなった。学校を休み、祖母を介護した。

祖母が亡くなったあと、女性が高校2年の時、持病が悪化した父が仕事をやめた。医療費がかさんで生活に余裕がなくなった。女性はコンビニとカフェのアルバイトを掛け持ちして、家計を助けるようになった。母の体調が悪い時は家事もしていた。勉強に集中できず、志望した国立大への進学はあきらめた。

「助けを求めていいんだよ」。そう言葉をかけてくれたのは、進学した私立大の教授だった。「周りは自分のために使える時間やお金があるのに、私はなぜ必死にバイトしないといけないのか」。初めて思いを打ち明けた。教授と相談して給付型の奨学金制度に申し込み、採用されて貸与型の奨学金と併用した。アルバイトを減らし、勉強に集中できるようになった。

(中 略)

世帯の平均人数が減り続けて高齢化も進み、大人に代わって子どもがケアの担い手になりやすい状況が進んでいる。介護保険制度や障害福祉サービスなど公的サポートはあるものの、子どもや家族が知らない場合や利用を思いつかない例も多い。

今回の調査では、家族を世話をしている子どもの5~6割は世話について相談した経験が「ない」と答え、その理由は「だれかに相談するほどの悩みではない」が最も多く、「相談しても状況が変わるとは思えない」が2割にのぼった。自分がヤングケアラーにあてはまると思ったのは、中学2年で1.8%、高校2年（全日制）で2.8%だった。

（『朝日新聞』2021年4月13日付、「相談できぬまま…孤立」より、一部改変）

#### 資料B

この部分の問題は、著作権の関係により公開できません。

この部分の問題は、著作権の関係により公開できません。

この部分の問題は、著作権の関係により公開できません。

#### 資料 C

「家族の世話により進路に影響があることが推察される」。政府は4月12日に公表したヤングケアラー調査の報告書に、こうした考察を盛り込んだ。調査対象のメインは公立中学2年生と全日制高校2年生だったが、少ないながらも定時制や通信制高校の生徒も調査した。その結果をみると、ヤングケアラーの生徒の割合は、全日制よりも定時制や通信制が上回った。ケアのために全日制への進学を諦めたり、やめたりしたと回答した生徒もいた。学業に深刻な影響が出ている実態が浮かぶ。

政府の調査でヤングケアラーの割合は、全日制が4.1%（24人に1人）だったのに対し、定時制は8.5%（12人に1人）、通信制が11.0%（9人に1人）だった。

（中 略）

ヤングケアラーの定時制、通信制の生徒に「世話をしているために、やりたいけどできないこと」を問うと（複数回答）、「進路の変更を考えざるを得ない、もしくは変更した」「自分の時間がとれない」「友人と遊べない」「睡眠時間が十分に取れない」などの項目で、定時制、通信制は全日制を上回った。また、通信制の生徒については、1日あたり7時間以上、家族のケアに費やしていると回答した生徒は24.5%に上り、当初通っていた学校をやめたという回答も12.2%あった。

生徒が在籍する学校に対しても調査が行われ、ヤングケアラーに該当する生徒の有無を聞いたところ「いる」と答えた割合は、中学校46.6%、全日制高校49.8%だったのに対し、定時制高校70.4%、通信制高校60.0%だった。

（中 略）

聞き取り調査に応じた通信制高校は「想像以上に多くの生徒が、子どもらしい生活ができず、未熟なまま大人の役割を担わされている」と回答。精神疾患に母親に代わり家事を担い、アルバイトで家計を支えて

いる男子生徒の事例を説明した。この生徒は父親から「他人に相談してはいけない」と口止めされ、スクールソーシャルワーカーに家の事情を話したがらないという。

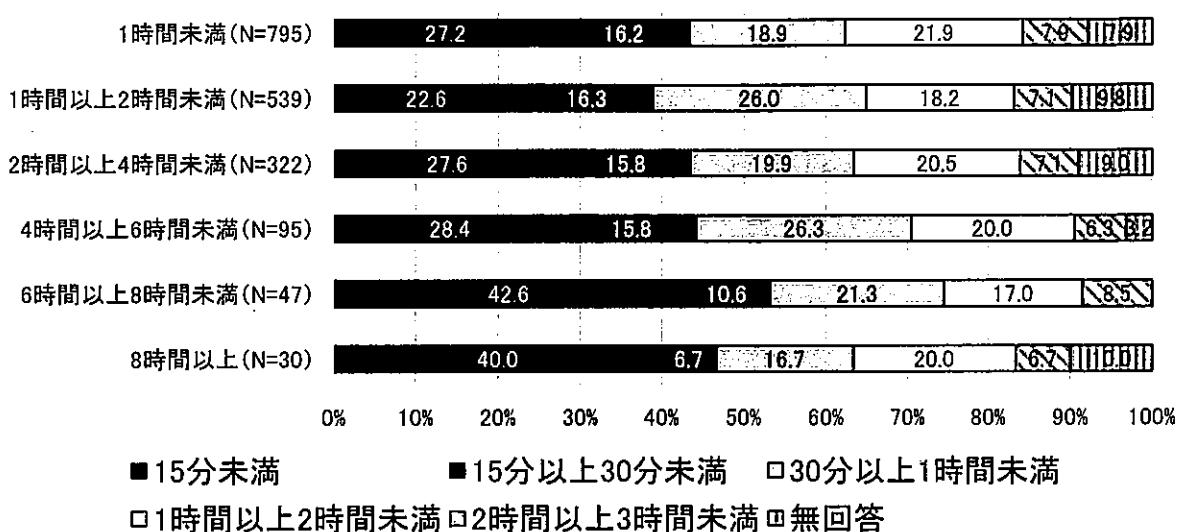
調査報告書には、調査に回答した生徒たちの自由記述も掲載されている。そこには「ケアをしながらでも進める進路がもっと広がってほしい」という訴えもあった。「学校に関わる時間を減らし、その分を家庭に回さざるを得ない子どもの多さを改めて突きつけられた」。定時制で約25年の現場経験がある現役の都立高校教諭は取材にこう話し、「高校を選ぶ時点で既に学習が大きく遅れてしまったり、教育への信頼を失つたりする子どもは珍しくない」とヤングケアラーの早期発見や支援の必要性を指摘した。

(毎日新聞『「進路変更せざるを得ない」定時制・通信制高校生の学業に深刻な影響』、2021年、  
<<https://mainichi.jp/articles/20210509/k00/00m/040/107000c>>より、一部改変)

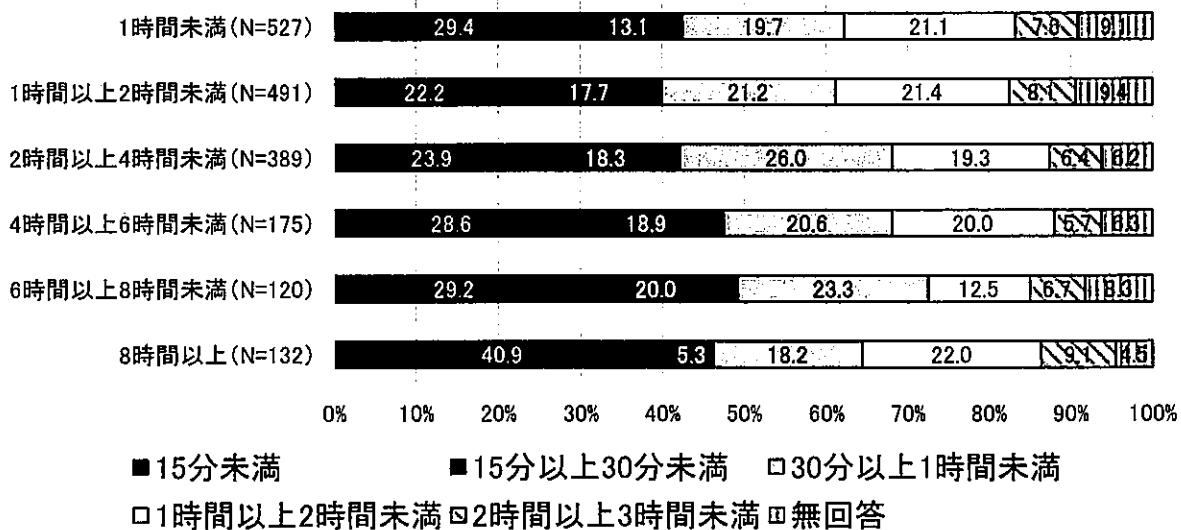
資料 D

ケアにかける時間別にみた勉強時間の割合

a) 平日



b) 休日



(埼玉県『埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査結果』、2020年,  
<[https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03\\_youngcarer.pdf](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/187028/03_youngcarer.pdf)>p.37より、一部改変)

## 資料 E

おそらく、年輩の方々のなかには、子どもや若者が家族のケアをするのは良いことだと考える人もいるだろう。家族が助け合って世話しあうのは当たり前という感覚もあるかと思う。確かに、子どもや若者が家族の世話をする話は、昔から存在していた。

(中 略)

では、かつての子どもたちと、今話題になっている「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちとでは、いったい何が違うのだろうか？

おそらく一番大きな違いと思われるは、今日の日本では、多くの子どもが介護や家事やきょうだいの世話をするとは想定されていないことだ。

(中 略)

もちろん、いつの時代にも階層差はあるが、それでも、今日の日本人の平均的な感覚として、子どもが家族のケアを担うことはあまり想定されていない。子どもは自分の勉強や友達づきあいや体験を広げることに自分の時間と力を使えるものだとされている社会では、家族の事情でケアを担い、学校生活や人間関係が充分に維持できないことは、ヤングケアラーを肩身の狭い状況に置いている面もある。

(中 略)

今の若者たちは、就職する時にどう評価されるかを強く意識するようになっている。仕事に活かせる能力を持っているかどうかは、まず、就職活動で履歴書に書けるような学歴や職歴や資格を持っているかで審査される。その仕組みは、自分のことだけに集中して時間を使ってこられなかったヤングケアラーにとって不利に働いていると言えるだろう。

(中 略)

ヤングケアラーへの気づきの感度を上げていくことは、学校の教職員だけでなく、医療や福祉の専門職にも求められている。単に「患者だけ」「利用者だけ」を見るのではなく、そのケアを担っているヤングケアラーの存在にも目を配り、子どもが年齢に合わない無理な負担をしないよう、専門家の立場から、適切な機関やサービスにつなげていくのは、その分野の専門家だからこそできることだと思われる。

(澁谷智子『ヤングケアラー——介護を担う子ども・若者の現実』、中央公論新社、2018年、pp.1-2、p.4、p.180より、一部改変)

## 資料 F

家族の介護や世話を日常的に担う、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちへの関心が高まっている。病気の親に代わって家事をする、兄弟姉妹の世話をする、認知症の祖父母の見守りをする……。家庭の事情で、家族が助け合うことはあるだろう。介護などの経験が、子どもたちにとって学びになる面もある。だが、学校の勉強に支障をきたしたり、進路の選択肢を狭めたりするほどの負担となれば行き過ぎだ。周

囲が気付かず、孤立することも心配される。

子どもの権利や学ぶ機会の保障を最優先に、社会全体の問題としてとらえ、必要な支援を考えねばならない。

厚生労働省と文部科学省がこのほど、公立中学と全日制高校の2年生などを対象に初の全国調査を行った。「世話をしている家族がいる」のは5%前後で、世話に費やす時間は「1日平均4時間」「7時間以上」とする回答も約1割あった。

家族の世話をしている子どもらは欠席や遅刻をしがちで、宿題ができないことも多い傾向がみられた。「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」「自由に使える時間がほしい」。そんな声も目立つ。

高齢化でケアを必要とする人が増える一方、共働きやひとり親世帯の増加、核家族化や長時間労働などで、家族の中の人手は減り、世話を日常的に担う子どもは増える傾向にあるとも言われる。

悩みを抱える子どもたちを早期に把握し、手を差し伸べる。そのためにはさらなる実態把握に努め、学校と行政の福祉部門などとの連携を強化すべきだ。

まずは、利用できる介護保険や福祉サービスにしっかりとつなげる必要がある。サービスの利用計画を立てる専門職には、子どもの視点に立った配慮も求められる。

昨年、全国に先駆けて「ケアラー支援条例」を制定した埼玉県では、相談に対応できる人材の育成に力を入れている。今年度は、教職員と福祉部門の担当者らの合同研修会や、学校などの経験者を講師に招いた「出張授業」などを計画している。参考になる取り組みだろう。

民間の支援団体の中には、当事者たちが情報を交換したり悩みを語り合ったりできる場を定期的に開いているところもある。そうした活動への支援にも力を入れるべきだ。

今回の国の調査は中・高校生が対象だったが、大学生も支援を必要としないわけではない。老老介護、介護離職の問題なども深刻だ。ケアする側を社会としてどう支えるのか、子どもたちへの支援を契機に考えたい。

(『朝日新聞』2021年4月21日付、「ケアを担う子 家族任せにせず支援を」より、一部改変)